主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人石原秀男の上告理由第一点、一ないし三について。

所論原審の各認定は、原判決挙示の証拠に照らして肯認することができる。しかして、原審は、訴外Dの行為を、上告人と訴外Eとの間の斡旋行為であると認定しているのであるから、所論の契約の性質のいかんは、原判決の結論に影響を及ぼすものとはいえない。したがつて、原判決に所論の違法はなく、所論は、ひつきよう、原審の専権に属する事実の認定を非難するに帰し、採用できない。

同第一点、四について。

被用者のなした取引行為が、その行為の外形からみて、使用者の事業の範囲内に属するものと認められる場合であつても、その行為が被用者の職務権限内において行なわれたものでなく、しかも、その行為の相手方が右事情を知りながら、または少なくとも重大な過失により右事情を知らないで、当該取引をしたものと認められるときは、その行為にもとづく損害は、民法七一五条にいわゆる「被用者力其事業ノ執行二付キ第三者二加へタル損害」とはいえず、したがつて、その取引の相手方である被害者は右使用者に対して、その損害の賠償を請求しえないと解すべきこと、当裁判所の判例の示すところである(最高裁判所昭和三九年(オ)第一一〇三号、昭和四二年二月二日第一小法廷判決参照)。されば、これと結論を同じくする原判決は正当であつて、所論は採用できない。

同第二点について。

原審は、訴外Dの行為を、個人として上告人と訴外Eとの間の取引を斡旋したものと認定しているのであるから、原審が右行為について、表見代理に関する民法一

○九条、一一○条を適用しなかつたのは当然である。したがつて、原判決に所論の 違法はなく、論旨は採用できない。

同第三点について。

所論原審の証拠判断は、原審の取り調べた証拠関係に照らして肯認することができる。したがつて、原判決に所論の違法はなく、所論は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断を非難するに帰し、採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

吾		謹	部	長	裁判長裁判官
郎		俊	江	λ	裁判官
郎		_	田	松	裁判官
誠			田	岩	裁判官
・郎	_	健	隅	大	裁判官